

第18回 制度設計専門会合事務局提出資料

~卸電力取引の活性化の進め方について~

平成29年5月31日(水)



本日の議題

- 社内取引と同条件での他社売電に係る論点
- 発電情報公開システム(HJKS)に係るアンケート調査結果

社内取引と同条件での他社売電に係る検討方針

● 第17回制度設計専門会合では、社内取引と同条件での他社売電に関し、次のような検証を行う事を提案。

旧一般電気事業者と新電力の調達フロー(例)

一体運営 旧一般電気事業者の 雷発、 JEPX 新電力 発電部門等の供給力 IPP等 (3) 旧一般電気事業者の 小売部門等の需要 新電力

需要家

第17回制度設計専門会合 資料より抜粋

<検証点1:①と②の比較>



- ①旧一般電気事業者の電気事業の総費用(実績)
 - 利益相当額等(販売管理費等)
 - = 理論上の社内取引コスト(円)

上記を販売電力量(kWh)で割り、単価を算出

②新電力の常時BU契約の調達可能単価(円/kWh)

<検証点2:①と③の比較>

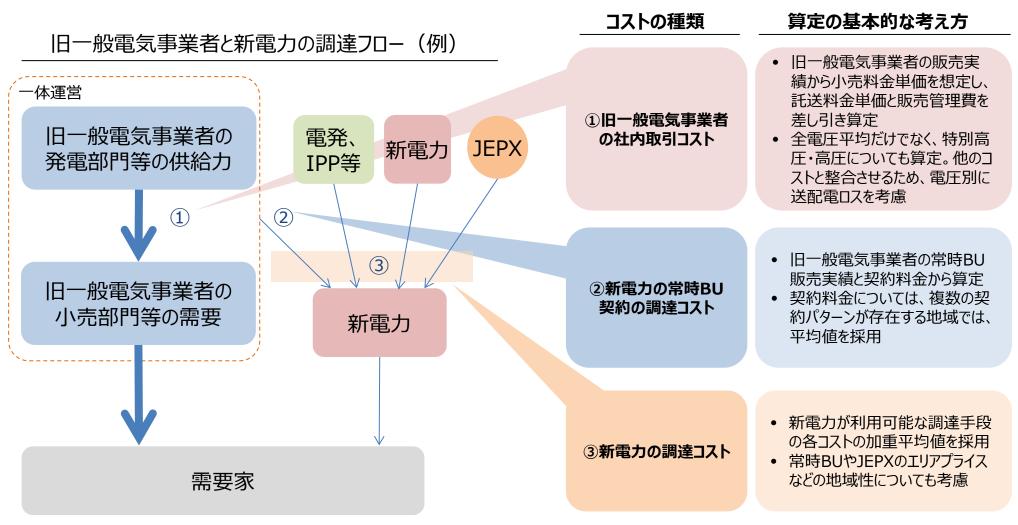


- ③自社発電分のコスト(円)/発電量(kWh)
 - + 他社受電コスト(円)/受電量(kWh)
 - + JEPX調達コスト(円)/調達量(kWh)
 - + 常時BU調達コスト(円)/受電量(kWh)
 - 上記の加重平均から新電力の調達原価(円/kWh) を算出

※平均価格の比較のみではなく、前提条件やオプション性の違いを踏まえ、個別の価格についても比較を行う。なお、社内取引は、発電事業者にとって、長期の供給が行われること、供給力変動リスク、信用リスク等がないことにも留意が必要。

コスト算定の基本的な考え方

● 比較を行う①~③のコストについては、税・燃料費調整単価・対象期間等の細部の調整を行い、同条件での 比較に近づくよう配慮した。



※税別の値として算定。2016年の4~9月のデータを基に算定

(参考) 各コストの算定方法の詳細

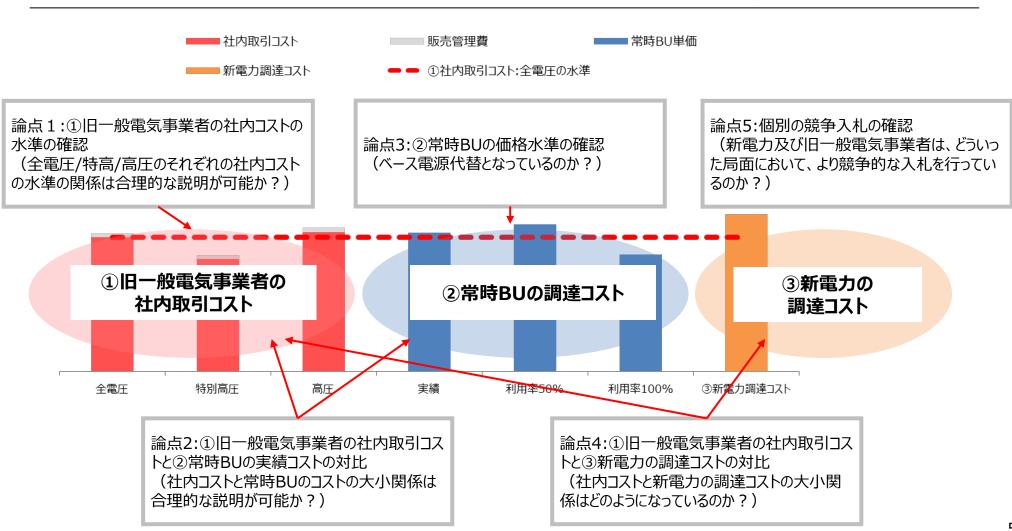
● 各コストの算定方法及びデータソースは下表のとおり。算定に当たっては、公表データのほかに、旧一般電気事業者及び新電力各社からのヒアリング結果等も用いた。

コストの種類	単価区分	計算式	パラメータ	データソース	
①旧一般電気事業者の社内取引 コスト	全電圧の平均単価	(販売額/販売電力量	販売電力量	定期報告徴収	
	高圧単価	- 託送料金単価) ÷(1-損失率)	販売額		
		- 販売管理費単価	損失率	託送供給約款の各電圧損失率	
			託送料金単価	託送料金審査時の電圧区分別の標準モデル単価	
	特別高圧単価		販売管理費単価 (送電端)	供給約款変更認可申請補正書データ	
②常時BUの調 達コスト	実績単価	常時BU販売額/常時BU	常時BU供出電力量	モニタリングレポート	
		供出電力量	常時BU販売額		
	契約単価:利用率50%	+従量料金単価 +燃料費調整単価	基本料金単価	旧一般電気事業者からのヒアリングを基に事務局が 想定	
			従量料金単価※1	※1 複数の料金形態が存在する地域は、料金形	
	契約単価:利用率 100%	(常時BU用)	燃料費調整単価 (常時BU用)※2	態ごとの単価を算定し、単純平均値を使用 ※2 燃料費調整単価については、対象期間の単純 平均値を使用	
③新電力の調達コスト	エリア別の新電力調達 単価	以下の4つのコストの調達 量加重平均値 ・自社発電コスト ・相対取引調達コスト ・JEPXエリアプライス ・常時BU調達コスト	自社発電コスト	新電力からのヒアリングを基に事務局が想定	
			相対取引調達コスト		
			JEPX調達コスト	JEPXエリアプライス実績	
			常時BU調達コスト	上記②常時BU調達コストの実績単価	

コスト比較における論点

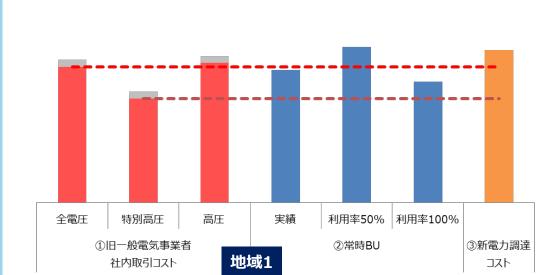
● エリアごとの需要家の分布の違いや常時BU契約の使われ方等を踏まえ、算定した①~③の比較を行う。

社内取引と同条件での他社売電に係るコスト比較における論点



算定結果の概要(1/3)

- 算定したコスト①~③の関係性と、各コスト内での単価区分間の関係性については、以下のような傾向がみられた。
- ①旧一般電気事業者の全電圧の平均の社内取引コストは、 高圧とほぼ同じか、やや下回る程度の水準 【地域7以外の全地域】
- ②常時BUの利用率100%の水準は、①旧一般電気事業者の社内取引コスト(特高)を一定程度上回る水準【地域6,7,9以外の全地域】
- ③新電力の調達コストは、①旧一般電気事業者の社内取引 コスト(全電圧)を上回る水準 【地域7,9以外の全地域】



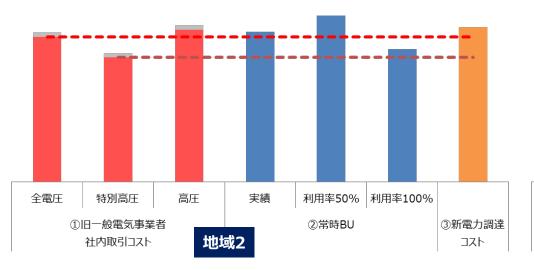
---① 計内取引コスト: 全雷圧の水準 ---① 計内取引コスト: 特別高圧の水準

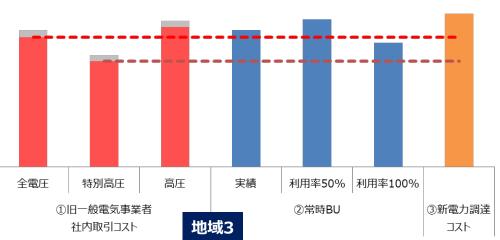
■ 販売管理費

■新電力調達コスト

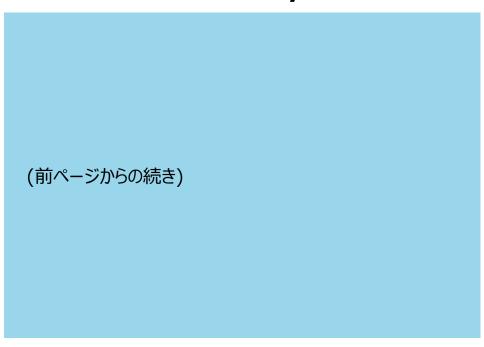
■ 計内取引コスト

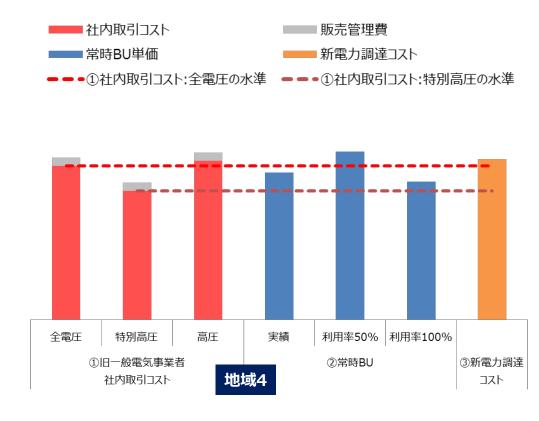
■常時BU単価

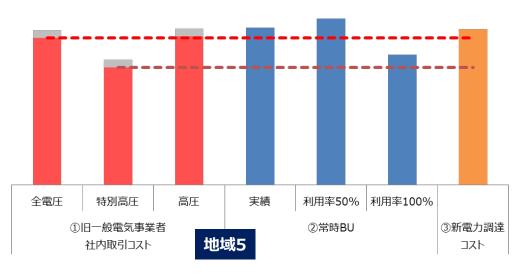


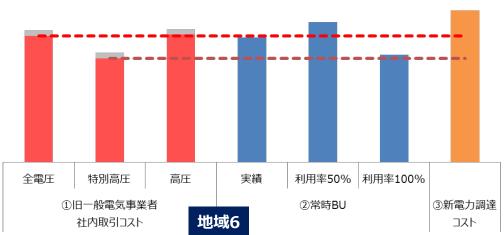


算定結果の概要(2/3)



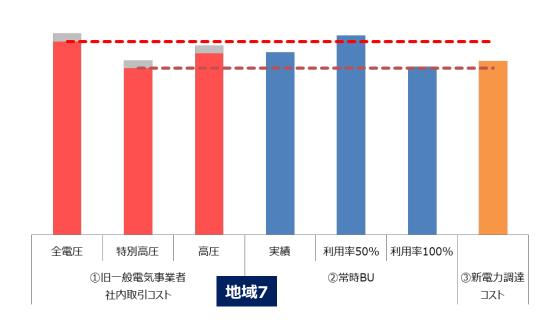






算定結果の概要(3/3)

- 一部の地域においては、他の地域とは異なる傾向も見られた。
- 【地域7】では、①旧一般電気事業者の全電圧の社内取引コストが高圧を上回った。
- ▶ 【地域8,9】では、②常時BUの実績の水準が①旧一般電気 事業者の社内取引コスト(全電圧)を大きく上回った。
- ▶ 【地域6,7,9】では、②常時BUの利用率100%と①旧一般 電気事業者の社内取引コスト(特高)が、近い水準となった。
- ▶ 【地域7,9】では、③新電力の調達コストが、①旧一般電気 事業者の社内取引コスト(全電圧)を下回った。



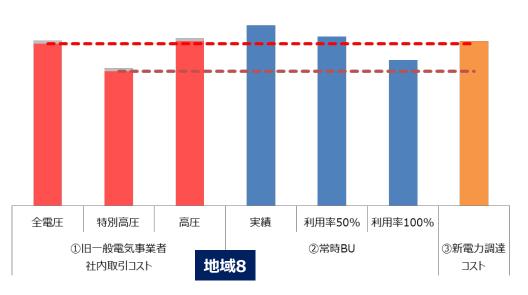
■ 販売管理費

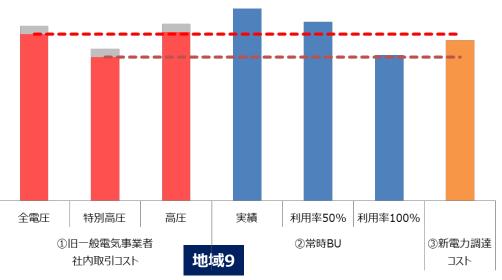
新電力調達コスト

■ 計内取引コスト

■ ■ •① 計内取引コスト: 全電圧の水準

■常時BU単価





論点1:①旧一般電気事業者の社内取引コストの水準の確認(1/2)

- ほとんどの地域において、全電圧の平均の社内取引コストは、特高より高く、高圧と同じかやや下回る水準に位置する。以下に掲げる2点からそれぞれの大小関係が説明できるものと考えられるのではないか。
 - 1. 標準料金メニューでは、相対的に電力損失が少ない特高が最も安く、次いで高圧、低圧と料金が高くなる価格設定となっており、これと整合的である
 - 2. 相対的に特高の需要家は産業用が多いことから負荷率が高くなり、結果として単価が低くなる傾向にある

全電圧/特高/高圧のそれぞれの社内コストの水準の横比較

A: ほとんどの地域において見られた傾向 (全電圧=高圧) 社内取引コスト 販売管理費 --- 全電圧の水準 全電圧 特別高圧 高圧

B: 例外的に見られた傾向(全電圧>高圧>特高)

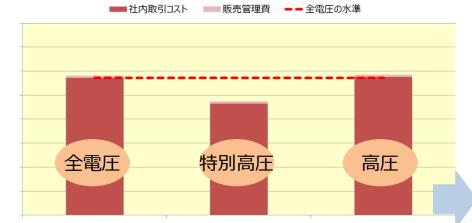


- → 一部の例外を除き、ほとんどの地域において左記の傾向が見られた。

論点1:①旧一般電気事業者の社内取引コストの水準の確認(2/2)

● 例外的に社内取引コスト(全電圧)が一番高くなる地域が見られたが、これは地域ごとの需要家区分の違いが影響している可能性が考えられる。下に示しているとおり、全電圧が一番高い地域では、他エリアに比べ、特高需要の割合が極めて少ない一方、よりコストの高い低圧需要の割合が多くなっており、こうした需要構造の違いが平均コストに影響したものと考えられる。

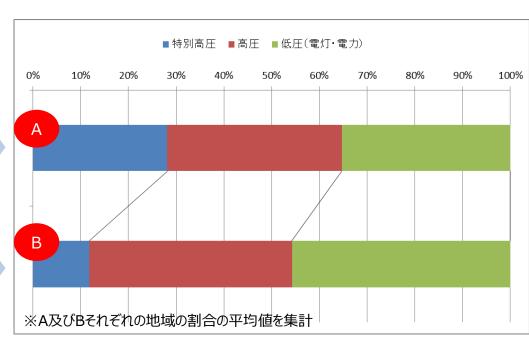
A: ほとんどの地域において見られた傾向(全電圧=高圧)



B: 例外的に見られた傾向(全電圧>高圧>特高)



AとBの電圧別の販売電力量の割合

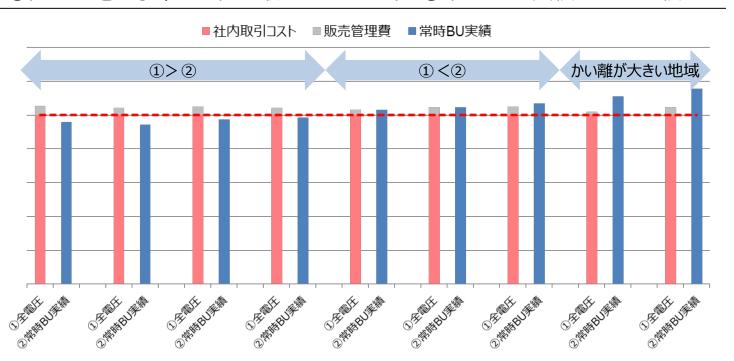


Aと比べ、Bの方が特高の割合が少ないことに加え、低圧の割合が多いことから、結果として社内コスト(全電圧)が高くなった可能性

論点2:①旧一般電気事業者の社内取引コストと②常時BUの実績コストの対比(1/2)

- ①旧一般電気事業者の社内取引コスト(全電圧) と②常時BUの実績コストの水準の比較では、多くの地域で若干のかい離が見られ、一部の地域ではその差が大きくなっている(常時BUの実績コストの方が大きい)。
- 常時BUの料金設計は、「同様の需要形態を有する需要家に対する小売料金」に整合的な価格に設定されており、「全電源平均コスト」を踏まえた料金設定になっている。この点を踏まえると、小売料金の標準メニューから託送料金を差し引いた額が常時BUの価格となるため、需要形態(利用率)が同じであれば、本来、①と②の水準が同程度となると考えられるのではないか。

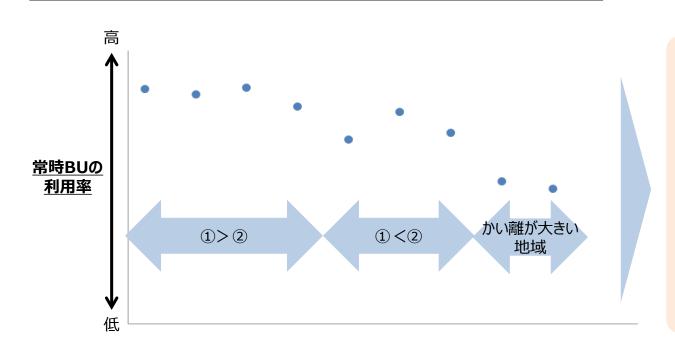
①旧一般電気事業者の社内取引コストの水準と②常時BUの実績コストの比較



論点2:①旧一般電気事業者の社内取引コストと②常時BUの実績コストの対比(2/2)

- ①社内取引コスト(全電圧)と②常時BUの実績コストにかい離が見られる背景には、常時BUの利用率が影響している可能性が考えられる。下記のように、地域別の常時BUの利用率を比較すると常時BUの利用率による影響がうかがえる。
- 地域ごとに従量料金の設定方法が異なる(季節ごと、時間帯ごと)ことやJEPXのエリアプライスの違い等を背景に利用率に違いが出てくることが考えられる。

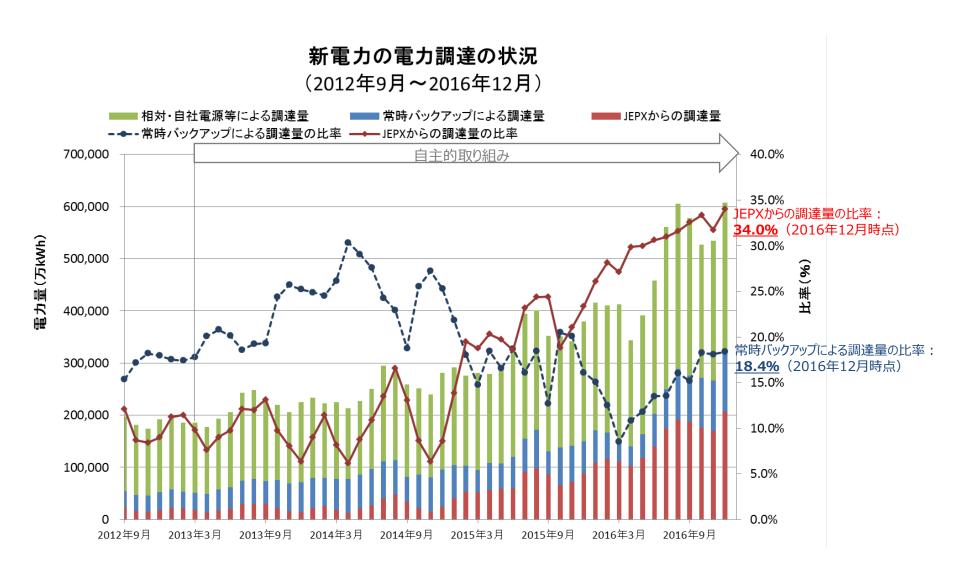
地域ごとの常時BUの利用率の比較



- ▶ 常時BU契約の料金は、基本料金と従 量料金により構成されており、利用率が 低い地域では、常時BUの総コストに占 める基本料金の割合が高まり、結果とし て①社内取引コスト(全電圧)よりも 高くなったものと考えられる。
- ➤ 足元の常時BUの利用率はJEPXの価格水準により変化することには留意。

新電力の電力調達の状況

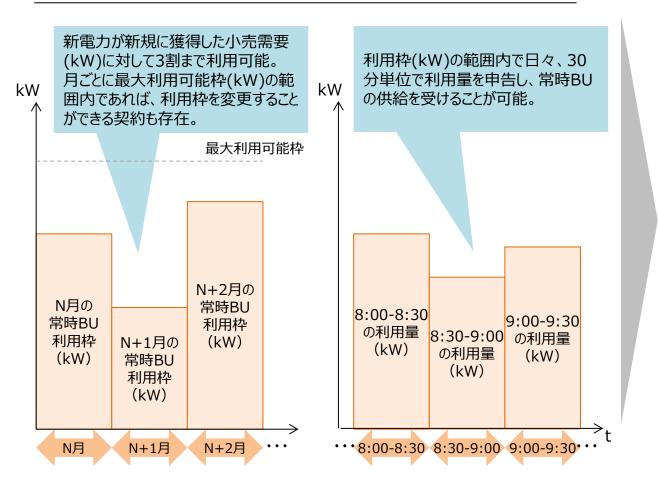
○ 新電力の電力調達状況を見ると、2016年12月時点において、JEPXからの調達量の比率は34.0%、常時バックアップによる調達量の比率は18.4%となっている。



(参考) 常時BU契約の契約イメージ

● 現状、旧一般電気事業者は常時BU契約として、新電力が新規に獲得した小売需要の3割までの利用枠を 提供。新電力のJEPXの活用状況やJEPXの価格水準の推移等の影響を受け、利用率が変わる可能性も考 えられる。

常時BU契約の構造



月単位での利用枠

獲得需要の最大3割までの利用枠を新電力は保持。常時BU契約以外の電源(JEPX含む)の状況を見つつ、毎月利用枠(kW)の判断が可能。例えば油価が安く推移している現状においては、JEPXの価格が相対的に安く、常時BU契約の依存度を減らす判断ができる。他方、油価が上がれば最大利用枠(kW)の上限まで利用枠を拡大できる。

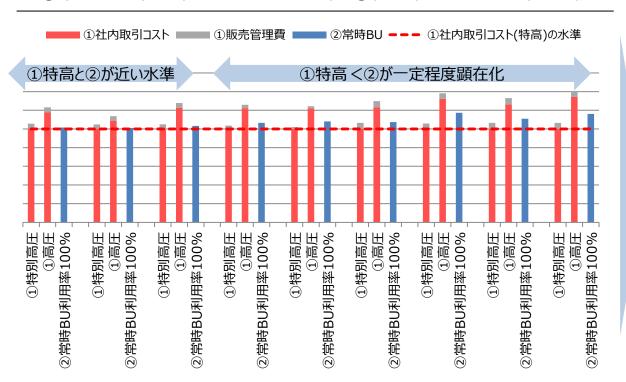
30分単位での利用量の申告

利用枠(kW)の範囲内で30分単位で利用量を日々申告。計画外停止等により、供給が受けられなくなることは原則なく、安定的に供給を受けることが可能。

論点3:②常時BUの価格水準の確認

- ①旧一般電気事業者の社内コストと②常時BUの利用率100%のコスト水準は、高圧のコスト水準に対しては優位であるものの、特高のコスト水準には合わない地域が多く見られる。これが「産業用需要家にアクセスできない」ことの一端を示している可能性がある。
- 他方で、常時BUは全電源平均コストを踏まえた料金設定とされていることから、特高の中でも、相対的に負荷率が高いために、特に安い料金となる産業用需要家向けの比率が高いことを勘案すると、常時BUのコストの方が社内コスト(特高)より高くなることを持って直ちに問題があるとは言えないのではないか。

②常時BUの利用率100%のコスト水準と①社内取引コストの水準の比較



- ▶ 社内コスト(高圧)と比較すると、常時 BUの利用率100%時のコスト水準の 方が低く、高圧需要家に対してはベース ロード電源としての機能を果たしている 可能性が考えられる。
- ▶ 他方、最も安い価格帯の社内コスト (特高)よりは常時BUのコストが高い 傾向があり、特高需要家に対しては、 新電力が常時BUをベースロード電源と して用いて競争することは困難な可能 性もうかがえる。
- ▶ 全電源平均価格とする常時BUの料金 設定の考え方とは整合した結果ではあ るが、こうした課題を解決するために、何 らか検討する必要があるのではないか。

常時バックアップの見直し(基本的方向性)

第9回電力システム改革専門 委員会資料7-3より抜粋

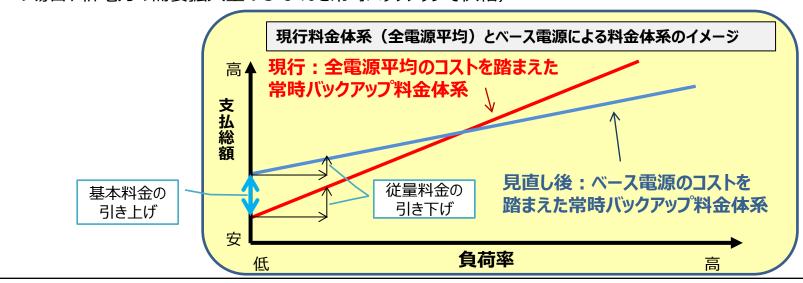
電力システム改革の基本方針の記載内容

- ④新電力の電源確保と競争促進
- ii) 常時バックアップ料金の見直し

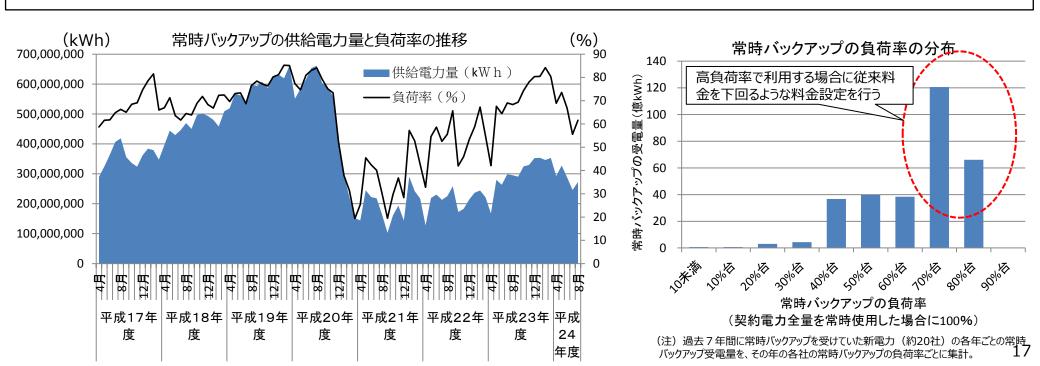
「常時バックアップ」(一般電気事業者が新電力に対し不足している発電量を売電する供給形態)の料金体系を、一般電気事業者のベース電源コストに基づいた価格設定に変更するよう一般電気事業者に求める。

第7回配付資料抜粋

- ✓ 常時バックアップの料金について、基本料金を引き上げるとともに従量料金を引き下げ。
- ✓ 常時バックアップの利用率が高い場合の負担が相対的に軽減されるため、新電力による実質的なベース電源へのアクセスを可能に。
- ○現行の常時バックアップ料金は、小売における標準メニューと整合的な価格を設定するとの趣旨により、一般電気事業者ごとに「全電 源平均コスト」を踏まえた料金体系となっている。
- ○新電力がベース電源にアクセスできる環境を整備し、電力市場における競争を促進するため、<u>常時バックアップの料金を、「全電源平均コスト」ではなく、「ベース電源コスト」または「高負荷率の需要家への小売価格」</u>を踏まえて決定することが適当ではないか。供給量については、例えば、一般電気事業者のベース電源保有比率を勘案して決定することとしてはどうか。(ベース電源保有比率が30%の場合、新電力の需要拡大量の30%を常時バックアップで供給)

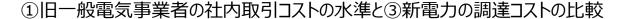


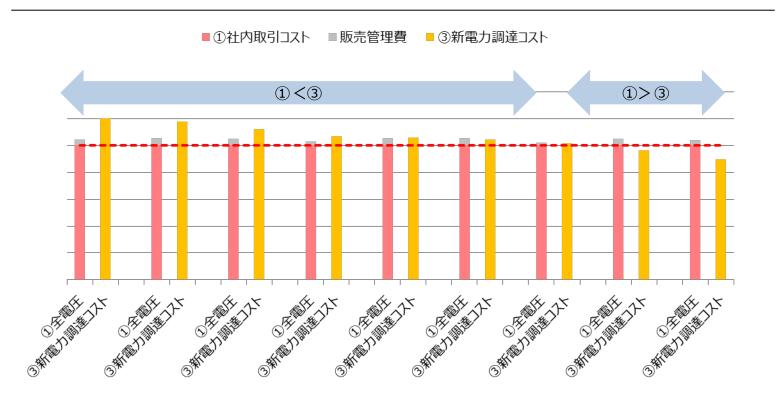
- ○基本方針の内容を踏まえ、卸市場が機能するまでの当面の間、ベース電源代替としての活用に資するよう、各電力会社が、常時バックアップ料金について、基本料金を引き上げ、従量料金を引き下げるよう見直しを行うことを求める。
- ○具体的には、<u>従来に比して基本料金によるコスト回収率を高めつつ、ベース電源代替として常時バックアップを高負荷率で利用する場合</u> に従来料金を下回るよう料金設定を行う。
- ○価格設定について留意しなければならない点として、①ベース電源としての性格、②一般需要家向け料金との整合性(平成23年度における一般電気事業者の年負荷率(送電端)は6~7割程度)、③価格変化の事後評価が可能であること(定期的なモニタリングで検証)、が挙げられる。
- ○切り替えのタイミングは、可能なものから随時行うことを基本としつつ、新制度(新しい料金体系及び次ページで示す供給量)への移行については、利用する事業者のニーズを踏まえて行うこととしてはどうか(新制度への移行を希望しない新電力は、現行の枠組みでの交渉が引き続き可能)。



論点4:①旧一般電気事業者の社内取引コストと③新電力の調達コストの対比

- ③新電力の調達コストは、多くのエリアにおいて①社内取引コスト(全電圧)を上回る水準となっているが、一部の地域では①を下回る水準となっている地域が存在する。
- 当該地域は、旧一般電気事業者のみなし小売電気事業者から新電力へのスイッチング率の水準が相対的に高い傾向が見られる。これは、新電力の参入が、旧一般電気事業者の調達コストが相対的に高いエリアを中心に進み、参入が拡大することで調達コストが引き下げられる、又は需要獲得のために安価な電源を重点的に該当エリアに割り当てる、等の結果として①を下回る水準となっている可能性が考えられる。

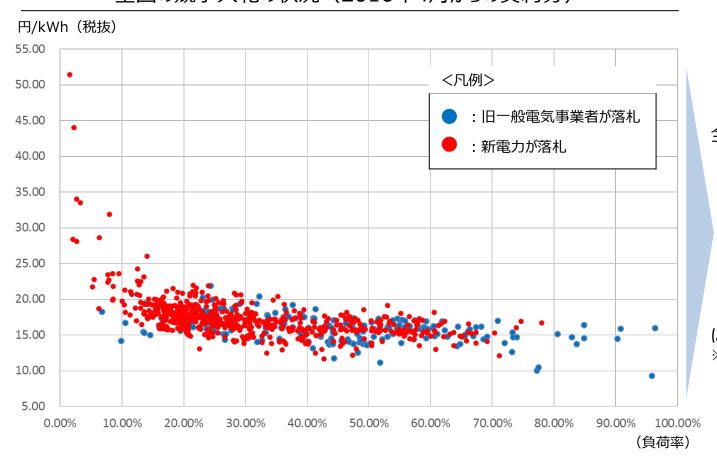




論点5:個別の競争入札の確認(1/3)

● 公開されている競争入札の情報を、(1)旧一般電気事業者及び新電力の両者が応札、(2)旧一般電気事業者のみ応札、(3)新電力のみ応札に分類し、公開されている情報に基づき競争状況の分析を行った。

全国の競争入札の状況(2016年4月からの契約分)



全国の数値を

- (1) 旧一般電気事業者/新電力が応札→134件
- (2) 旧一般電気事業者のみ応札→27件
- (3) 新電力のみ応札→166件

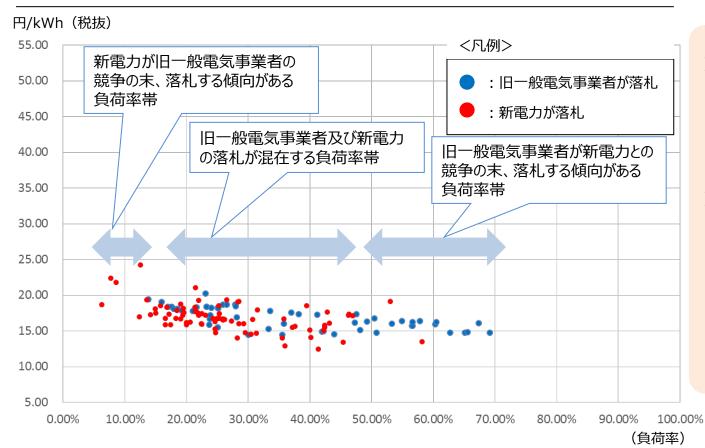
に分類。

※「応札者」が非公開になっている場合は、集計から除く

論点5:個別の競争入札の確認(2/3)

公開情報から旧一般電気事業者と新電力の競争状況を確認すると、負荷率帯により落札する事業者の違いが見て取れる。

旧一般電気事業者及び新電力の両者が応札している際の分布

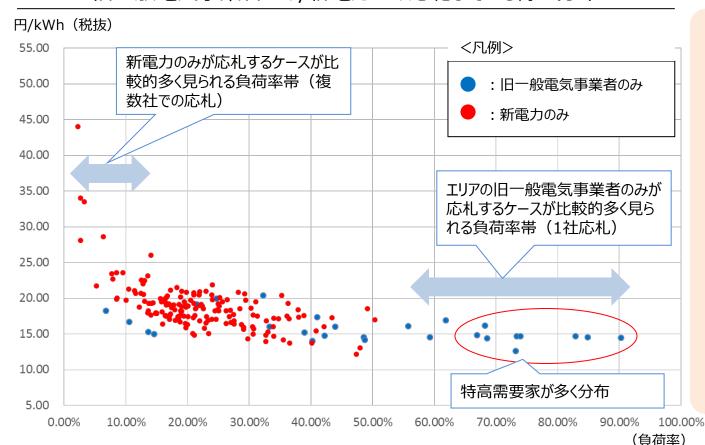


- ▶ 前ページの全ての応札状況と比較すると、10~70%の負荷率帯で旧一般電気事業者と新電力双方による入札が行われていることが確認できる。
- ▶ 低負荷率帯及び高負荷率帯それぞれで落札する事業者に偏りが見てとれる。結果として負荷率の低いところでは新電力がより競争的な入札となっており、他方、負荷率の高いところでは旧一般電気事業者はより競争的な入札となっていることの証左とも考えられる。

論点5:個別の競争入札の確認(3/3)

● より負荷率の低い需要家に対しては、複数の新電力が応札している一方、負荷率の高い需要家においては1 社応札となっており、競争状況の違いも確認できた。

旧一般電気事業者のみ/新電力のみ応札している際の分布



- ▶ 旧一般電気事業者のみ及び新電力のみが応札している結果を見ると、旧一般電気事業者/新電力のそれぞれが獲得している需要家層の対象が前掲の内容よりも色濃くうかがえる。
- ▶ 新電力が高負荷率帯での需要家獲得できていないことは、ベースロード電源が限られていることも大きな要素と考えられる。足元ではJEPXのスポット価格が比較的安く推移しているものの、安定して調達できることが確約されていないことから、特に規模の大きな需要家に振り向けることは困難となっている可能性。

(参考) 地域ごとの競争状態の違い

● 地域ごとに競争状態の違いも見てとれる。東京においては入札案件が他の地域と比較して多いこともあり、他の地域では新電力が相対的に多く落札している負荷率帯においても、東京地域では旧一般電気事業者が多く落札している状況が確認できる(ただし、本分析は公開情報のみを参照していることには留意の必要性)。

旧一般電気事業者/新電力の両者が応札(全国) 旧一般電気事業者/新電力の両者が応札(東京除く) 円/kWh(税抜) 円/kWh(税抜) ※P20のグラフを再掲 30.00 30.00 <凡例> <凡例> : 旧一般電気事業者が落札 : 旧一般電気事業者が落札 25.00 25.00 : 新電力が落札 : 新電力が落札 20.00 20.00 15.00 15.00 10.00 10.00 5.00 5.00 0.00% 0.00% 10.00% 20.00% 30.00% 40.00% 50.00% 60.00% 70.00% 80.00% 10.00% 20.00% 30.00% 40.00% 50.00% 60.00% 70.00% 80.00% (負荷率) (負荷率)

左のグラフと比較すると、

が多くなる

新電力が落札するケース

旧一般電気事業者が新

電力との競争の末、落札

する傾向がある負荷率帯

旧一般電気事業者

混在する負荷率帯

及び新電力の落札が

新電力が旧一般電気事

業者の競争の末、落札す

る傾向がある負荷率帯

社内取引と同条件での他社売電に係る検討のまとめ

- 想定される旧一般電気事業者の社内コストは、地域ごとに異なる傾向はみられたものの、いずれも明らかに不自然な水準にはなっていないと考えられる。
- 旧一般電気事業者の社内コストと常時BUのコスト水準の比較では、ほとんどの地域で両者にかい離が見られたものの、基本的に常時BUのコスト水準は全電源平均コストを踏まえた料金設定によるものと理解できる範囲に収まっていた。一部、社内取引コストを常時BUのコストが大きく上回る地域があったが、利用率を考慮に入れると不自然な水準にはなっていないものと推定される。この点は、更に具体的な契約内容や契約実態を精査していく。
- 他方、常時BUのコスト水準は特に特高需要家に対しては、ベースロード電源代替として用いることは難しい 状況にあることが確認でき、その結果として、ベースロード電源を有しない新電力が容易にアクセスできない需 要家の存在も確認できた。こうした課題に対する解決策として、常時BUの料金を電圧別に設定するという意見 もあるが、今後創設されるベースロード電源市場等を通じて解決することも考えられるところ、まずはベースロード 電源市場の議論を行う中で検討することとしてはどうか。また、足元からの自主的な取組として、旧一般電気事 業者と新電力との間の相対取引の多様化や先渡取引の活用等にも期待してはどうか。
- 公開情報から確認できる競争状況をみても、**高い負荷率帯の需要家には主に旧一般電気事業者がアクセス** できていることも新電力が有するベースロード電源が限定的であることが背景にあるものと推察される。
- 第17回制度設計専門会合において紹介したとおり、英国のような事業環境であってもBig6は事業の透明性の向上を目指している。我が国ではグロスビディング等による事業者の自主的な透明性の向上に期待しつつも、定期的に今回の会合で実施したような社内取引コストの妥当性や関連するコスト、相対契約の動向等について検証してみてはどうか。

本日の議題

- 社内取引と同条件での他社売電に係る論点
- 発電情報公開システム(HJKS)に係るアンケート調査結果

発電情報公開システムについて

● 「適正な電力取引についての指針」(平成28年3月7日付)においては、発電事業者は、卸電力市場の価格に重大な影響を及ぼすインサイダー情報として、認可出力10万キロワット以上の発電ユニットの計画及び計画外停止の情報を、一般社団法人日本卸電力取引所(JEPX)が運営するポータルサイト「発電情報公開システム」(HJKS)において公表することとされている。

発電情報公開システム HJKS

インターネットブラウザで「https://hjks.jepx.or.jp/hjks/」にアクセスすることで、情報を確認することが可能。

トップページ

発電情報公開システム

ホーム

トップページ

	最新情報	最新情報							
	エリア	発電事業者	発電所コード	発電所名	ユニット名	認可出力(kW)	停止区分	停止日	復旧見通し
NEW	関西	関西電力株式会社	62A44	堺港発電所	4号機	400,000	計画停止	2017/04/16	あり
NEW	東京	君津共同火力株式会社	6065330508	君津共同火力株式会社	5号機	300,000	計画外停止	2017/05/17	あり
NEW	北陸	北陸電力株式会社	52312	北陸電力 富山火力発電	4号機	250,000	計画停止	2017/05/16	あり
NEW	九州	大分共同火力株式会社	932PC	大分共同発電所	1号機	255,000	計画停止	2017/04/08	あり
NEW	東京	東京電力フュエル&ノ	GB643	東京電力フュエル&ハ	袖ケ浦3号	1,000,000	計画停止	2017/05/22	あり
NEW	中国	中国電力株式会社	72410	柳井発電所第2号系列	2-1号	198,000	計画停止	2017/06/03	あり
NEW	中国	中国電力株式会社	78301	俣野川発電所	2号機	300,000	計画停止	2017/06/30	あり
NEW	中国	中国電力株式会社	78301	俣野川発電所	1号機	300,000	計画停止	2017/06/30	あり
NEW	東京	東京電力フュエル&ノ	GB643	東京電力フュエル&ハ	袖ケ浦 4号	1,000,000	計画停止	2017/05/27	あり
NEW	東京	東京電力フュエル&ノ	GB653	東京電力フュエル&ハ	姉崎2号	600,000	計画外停止	2017/05/13	あり

more

適正な電力取引についての指針(平成28年3月7日付)において、発電事業者は、卸電力市場の健全性と公正性を確保

発電情報公開システムに係るアンケート

● 発電情報公開システム(HJKS)は、平成28年4月から運用を開始したところ、その運用開始から1年が経過したことから、活用実態等を把握することを目的にアンケート調査を実施した。

アンケートの概要

実施期間:平成29年4月25日~5月12日

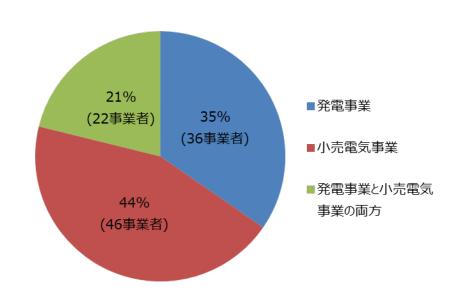
アンケート対象者:143事業者(JEPX取引会員

及びHJKSアカウントユーザ)

回答数:104事業者

回収率:72.7%

回答事業者のライセンス区分(n=104)



アンケートの質問項目

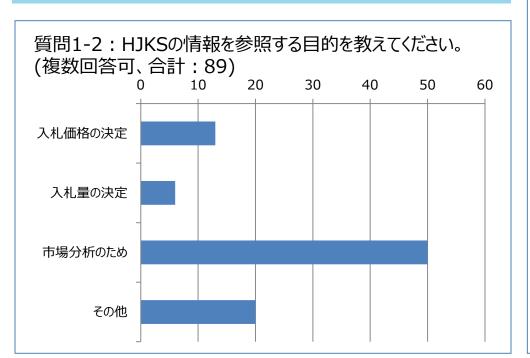
- HJKSの機能は、事業者がインサイダー情報を確認するための「参照機能」と、発電事業者が発電ユニット情報や停止情報の登録を行う「登録機能」に大別されることから、それぞれの機能の利便性について質問を行った。
- また、参照機能については、どのような目的で情報を参照しているのか、HJKSの情報によって取引行動を変化 させたことがあるか、といった活用状況の詳細についても質問を行った。

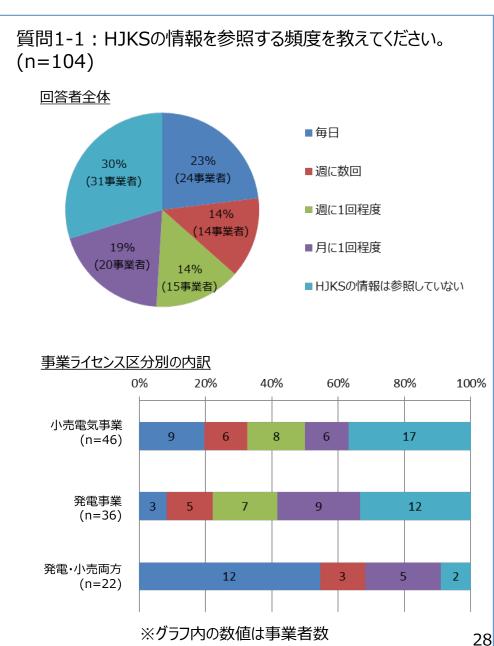
質問項目の概要

質問項目	参照機能	登録機能			
活用状況に関する質問	【質問1群】 1-1 参照する頻度 1-2 情報参照の目的 1-3 情報の参照を行っている部門 1-4 参照を行っている情報の種類 1-5 情報参照による取引行動の変化	※インサイダー情報の登録は別途モニタリ ングを行っているためアンケート対象外			
利便性に関する質問	【質問2群】 ・ 情報参照の目的に応じた不都合の有無とその内容	【質問3群】 3-1 発電ユニット情報の登録における不 都合の有無とその内容 3-2 停止情報の登録における不都合の 有無とその内容			
その他	【質問4】自由回答				

質問1:HJKSの情報参照機能の活用状況に関する質問(1/2)

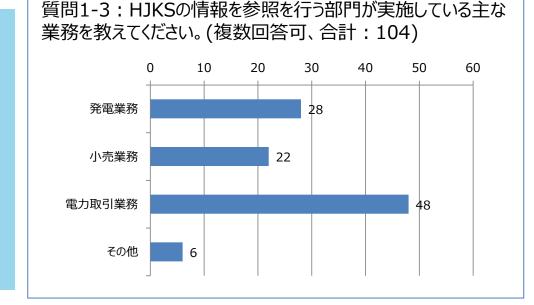
- (質問1-1) HJKSの参照頻度については、週に1回以上の頻度で参照を行っている事業者が半数いる一方で、3割の事業者が参照を行っていない結果となった。
- 事業者のライセンス区分別に頻度をみると、発電・小売の 両方を行う事業者は、全体と比較して参照頻度が高く、 発電事業者は低い傾向が見られた。
- (質問1-2)情報参照を行う目的については、半数近くの 事業者が市場分析を挙げており、入札価格や入札量の 決定を目的とする事業者も一部見られた。
- 情報参照のその他の目的としては、発電事業者による他 社のユニットの稼働状況の確認が多く挙げられていた。

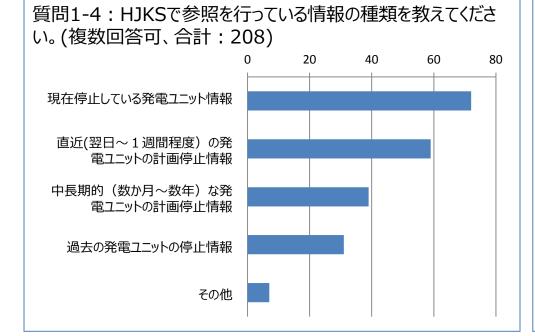


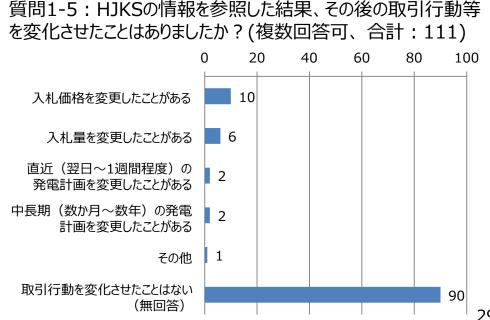


質問1:HJKSの情報参照機能の活用状況に関する質問(2/2)

- (質問1-3)情報の参照を行っている部署の主な業務については、電力取引業務が最も多く、複数の部門が参照していると回答する事業者も一定程度見られた。
- (質問1-4)参照している情報の種類としては、現在停止している発電ユニット情報が最も多く、ほとんどの事業者が複数の情報を参照していた。
- (質問1-5)取引行動の変化については、少数ではあるが HJKSの情報を参照して取引行動を変化させたことがある という回答があった。



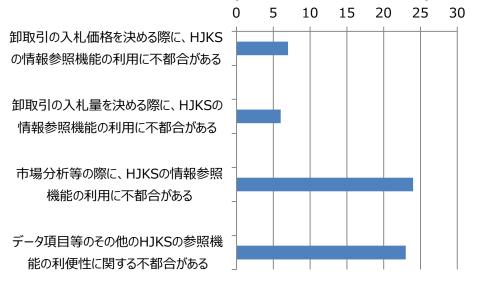




質問2:HJKSの情報参照機能の利便性に関する質問

- (質問2-1~5)HJKSの情報参照機能の利便性に関しては、市場分析の際に不都合があるという回答が多く見られた。
- 不都合の内容としては、データダウンロード機能に関する ものや、画面表示・検索機能の強化等の改善が特に多く 見られた。
- また、HJKSにおいて参照できる情報項目の追加や、過去の実績データの取扱等のデータ項目に関する意見も、 複数の事業者から挙げられている。

質問2-1~5:、HJKSの情報参照機能を利用するにあたって何か不都合がありますか?不都合の有無と、不都合がある場合はその具体的な内容を教えてください。(複数回答可、合計:61)



情報参照機能に関する不都合の例

• 発電ユニットの計画停止情報等のデータをダウンロード する機能がないため、機動的な市場データ分析に反映 することができない。

(入札価格/入札量/市場分析)

• 現在停止している発電ユニットの情報をエリア別に一覧できるようにするなど、画面表示・検索機能を改善してほしい。

(入札価格/入札量/市場分析)

- 停止している発電所の発電方式、燃料種別情報など、表示するデータ項目を追加してほしい。 (市場分析/その他)
- 過去の発電ユニットの停止情報が削除されてしまうため、発電ユニットの停止実績を反映した市場分析を行うことができない。

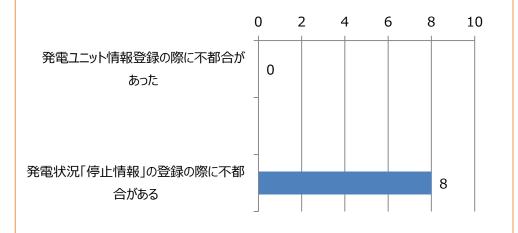
(市場分析/その他)

※括弧内は、不都合が発生する場面

質問3:HJKSの情報登録機能の利便性に関する質問、質問4:その他意見

- (質問3-1)HJKSの情報登録機能の利便性に関して、 発電ユニット情報の登録については、不都合があるという 回答はなかった。
- (質問3-2)発電ユニットの停止情報の登録機能に関しては、複数ユニットの登録が難しいことや、検索条件の保存ができないなど、登録の効率化に関する内容が主に挙げられていた。
- (質問4)その他の意見としては、HJKSの運用に関する情報更新時の周知や、事業者の入力負担に関する意見があった。

質問3-1~2: HJKSの情報登録機能を利用するにあたって何か不都合がありますか? 不都合の有無と、不都合がある場合はその具体的な内容を教えてください。(複数回答可、合計:8)



情報登録機能に関する不都合の例

- 停止情報の登録に時間がかかるため、CSVデータのアップロードのような簡単に一括登録できるような機能を追加してほしい。
- 複数ユニットを登録する際に、事前の検索結果が毎回 リセットされ対象となるユニットの検索に時間を要するため、検索結果を保持してほしい。
- 入力担当者が変更となる場合もあるため、各入力項目の定義や、入力の際の注意事項などの注記を、入力画面に表示してほしい。

質問4:その他意見の例

- HJKS運用に関するQA集等の更新をされた場合、適切な運用を行うためHJKSサイトでの通知等による周知をお願いしたい。
- 発電機停止情報の登録、更新においては、相当の労力を費やして対応しているのが実態であり、省力化 (登録基準の緩和も含め)施策の検討をお願いしたい。

発電情報公開システムに係るアンケートのまとめ

- 今回のアンケートでは、半数以上の事業者が週に1回以上の頻度でHJKSを参照し、主に発電ユニットの停止 情報を参照していることが確認できた。特に小売電気事業者及び発電と小売の両方を行っている事業者におい てより活用されている傾向が確認できた。
- 他方、事業者が市場分析等への活用に当たっては、情報を参照する機能の利便性の面で改善の余地がうかがえる結果が得られた。
- 今回のアンケート結果を活用し、入力を行う事業者の負担等も勘案しつつ、HJKSの改善項目を検討することとしたい。